

横浜市外にお住まいの方が

横浜市の認可保育所等を申請する際のポイント

現在横浜市外にお住まいで横浜市の認可保育所等を申請する場合は、お住まいの自治体を通して横浜市に申請をする必要があります。ご確認ください、必要な手続きをお願いします。

4月一次申請は、転入予定のない方はご申請できません。ご注意ください。

申請方法	お住まいの自治体を通して横浜市に申請(原則) 申請書の提出方法等は、お住まいの自治体に直接ご確認ください。
申請締切日	「横浜市の申請締切日」までに横浜市に申請書類が届いている必要があります。各締切日の1週間程度前までにお住まいの自治体にご提出ください。
必要書類	1. 居住自治体が定める様式一式 横浜市に転入予定で申請をする場合は横浜市様式でご提出ください 2. 横浜市が定める様式一式 横浜市に転入予定で申請をする場合は横浜市様式でご提出ください。 3. 保護者全員分の住民税課税証明書(原本) または 市民税県民税特別徴収税額通知書の写し ● 4月～8月入所:前年度の証明 ● 9月～翌3月入所:現年度の証明が必要となります。 (例)令和7年4月入所:令和6年度住民税課税証明書 4. 転居予定証明書類(転入予定の方のみ) 「引渡日(利用開始日の前日までであることが条件)・転入先住所・契約者名」の記載がある売買契約書、賃貸契約書等のコピーをご提出ください。 証明書類の不備・不足の場合、利用調整上不利になる可能性がありますのでご注意ください。 5. 転居誓約書(転入予定の方のうち、①か②に該当する方のみ) ①保土ヶ谷区に居住している親族と同居する場合等 ②同居はしないが、申請者の親族等が契約する住宅に転入する場合
結果通知	お住まいの自治体を通して書面で通知(原則) ただし、保育所等に内定した場合は、入園準備の関係で、横浜市から直接手紙や電話でご連絡をする場合もありますのでご了承ください。

転入予定で申請をした場合の注意事項

- 利用開始日の前月末までに横浜市に転入する必要があります。
- 転入後に横浜市の区役所こども家庭支援課保育担当の窓口で、改めて手続きをお願いします。横浜市への転入及び必要な手続きが確認できない場合、内定取消または申請が無効になる可能性がありますので、必ずお手続きをお願いします。